

# 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定要領

（薬局・訪問看護ステーション等）

## 第1 指定自立支援医療機関の義務

1. 指定自立支援医療機関療養担当規程（育成医療・更生医療）（平成18年厚生労働省告示第65号）に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であり、かつ病院及び診療所にあつては、原則として現に自立支援医療の対象となる身体障がい者の治療を行っていること。
2. 患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフについて体制が整備されていること。  
なお、特に必要とされる体制及び設備は次のとおりであること。

薬局	<p><u>複数の医療機関からの処方せんを受け付けている保険薬局であり、かつ、十分な調剤実務経験のある管理薬剤師を有していること。また、通路、待合室など、身体障がい者に配慮した設備構造が確保されていること。</u></p> <p>なお、<u>新規開局する保険薬局にあつては、当該薬局における管理薬剤師が過去に他の指定自立支援医療機関において、管理薬剤師としての経験を有している実績があること。</u></p>
訪問看護ステーション等 (健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者若しくは介護保健法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第8条第4項に規定する訪問看護を行うものに限る。)をいう。)	<p><u>原則として現に育成医療・更生医療の対象となる訪問看護等を行っており、かつ、指定自立支援医療機関療養担当規程(育成医療・更生医療)(平成18年厚生労働省告示第65号)に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所であること。また、そのために、必要な職員を配置していること。</u></p>

## 第2 申請及び指定内容変更手続き

### 1. 必要な書類一覧

	薬 局				訪問看護ステーション		
	様式 第12号 申請書 (薬局)	別紙1 経歴書	別紙2 調剤のため に必要な設 備及び施設 の概要	様式 第18号 指定内容変 更届出書 (薬局)	様式 第13号 申請書 (訪問看護 ステーション等)	別紙 訪問看護ス テーション 等に従事す る職員	様式 第19号 指定内容変 更届出書
新 規 申 請							
指 定 内 容 の 変 更							
医 療 機 関 の 名 称							
医 療 機 関 の 所 在 地							
開 設 者 名 称							
開 設 者 住 所							
医 療 機 関 番 号			所在地が 変更の場 合は必要				
薬 剤 師 の 変 更							-
職 員 の 定 数 変 更							-

### 2. 「新規申請」の場合

- 申請書（様式第12号又は様式第13号）

自立支援医療機関の指定を受けようとする医療機関等の開設者は、申請書及び関係書類を添えて申請してください。

- ・ 薬局、訪問看護ステーション及び開設者等の名称は、必ず正式名称を記入してください。
- ・ 所在地及び開設者（事業者）の住所は、「ビル 階」まで記入してください。

薬局開設許可証（写）を添付してください。

- 審査期間

申請書の締め切りは毎月末とします。

申請書を受理後、内容を審査の上、適否を決定し、その旨を通知します。

原則、指定日は申請月の翌々月の1日となります。

- 自立支援医療（育成医療・更生医療）に関する説明会の開催

自立支援医療(育成医療・更生医療)を適正かつ円滑に行っていただくため、新たに指定をする医療機関を対象に、制度の内容等について説明会を開催しております。

対象となる医療機関については、ご案内をします。

### 3. 「指定内容の変更」の場合

- ・ 指定内容の変更届出書（様式第18号又は様式第19号）

指定内容に変更があったときは、速やかに指定内容変更届出書及び関係書類を添えて届け出てください。 変更年月日を必ず、記載してください。

なお、管理薬剤師の変更にあつては、指定内容変更届出書の受理後、内容を確認の上、適否を決定し、その旨を受理日の翌月の月末までに通知します。

### 4. 「指定を辞退する場合」

- ・ 指定辞退届出書（様式第20号）

指定を辞退しようとするときは、1月以上の予告期間を設けて、指定辞退届出書を届け出てください。

### 5. 「業務を休止、廃止または再開する場合」

- ・ 休止・廃止・再開届出書（様式第21号）

医療機関の業務を休止し、廃止し、または再開したときは、速やかに、休止・廃止・再開届出書を届け出てください。

添付する書類は、できるだけA4サイズでお願いします。

# 記載要領

## 薬局について

### ・(別紙1) 経歴書

- ・ 職歴については大学卒業後より現在に至るまでを詳細に記載してください。
- ・ 新規開局する保険薬局にあっては、管理薬剤師として過去に他の指定自立支援医療機関で勤務した薬局の名称及び所在地を記載してください。

薬剤師免許証(写)を添付してください。(A4サイズ)

### ・(別紙2) 調剤のために必要な設備及び体制の概要

#### ・「薬局の構造」

- ・ 薬局の平面図を添付してください。(A4サイズ)  
(調剤室、待合室、出入口、通路、スロープ等の寸法が記入されたもの。)

#### ・「主たる設備」

- ・ 薬局等構造設備規則(昭和36年厚生省令第2号)に掲げられる設備以外のものがある場合のみ、その主たるものを記載してください。

#### ・「身体障がい者に配慮した設備構造等」

- ・ バリアフリーの構造が望ましいが、その構造になっていない場合は、他に身体障がい者に配慮している事項を記載してください。

#### ・「処方せんを受け付けている医療機関名」(新規開局の保険薬局以外の薬局が該当)

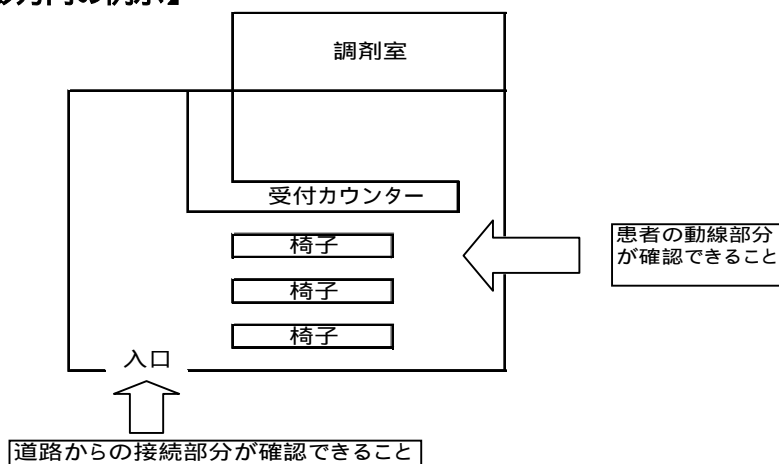
- ・ 処方せんを受け付けている医療機関名(複数)を記載してください。

#### ・「薬局の構造が確認できる写真」

- ・ 薬局内における患者の動線部分が確認できる写真を添付してください。  
(松葉杖や車椅子等を使用している患者が薬局の利用にあたり、不便を来たす恐れがないかどうかを確認するため)

、下記の撮影方向の例示を参考に、薬局内の構造が確認できるものにしてください。

#### 【撮影方向の例示】



## 訪問看護ステーションについて

### ・(別紙) 訪問看護ステーション等に従事する職員

- ・ 「職種」には、管理者の順に保健師・看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士等を記載してください。 備考欄には常勤・非常勤の形態(該当する方を で囲んでください)及び週の勤務時間数を記載してください。
- ・ 「研修等の受講の状況等」には、訪問看護に関する研修を受講した(している)場合は「主催者」、「研修名」、「研修内容」及び「受講した期間」を記載してください。

受講中の場合はその旨を記載してください。

それ以外で特記すべき「資格」及び「受講した研修」がある場合は記載してください。

免許証の写を添付してください。その際、開設者による原本証明を行ってください。

(A4サイズをお願いします。)

従事する職員全員の勤務割り表(直近1か月分)の写を添付してください。